官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定を解除する件（農林水産一二八二～一二九二）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二九三～一二九七）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八三六）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同八三七）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八三八）　五
○直轄砂防工事が終了した件（同八三九）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同八四〇）　五
○道路に関する件（中部地方整備局七九）　五
〔人事異動〕
最高裁判所
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八七）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　七

その他告示

○農林水産省告示第千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市太白区秋保町長袋字黒森四三の二・字舘ケ澤七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市太白区秋保町長袋字黒森四三の二・字舘ケ澤七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子一の七七（国有林）・一の八三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子一の七七（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県宇土市網津町字野添二九六五の二、二九六八の三、二九八九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府城陽市中芦原六八の一の一七・六八の一の一九・六八の一〇四・六八の一一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六八の一〇八、六八の一一五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　その他

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び城陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字新巻字丸橋一一五六の七・一一五七の八（以上二筆国有林）、一一五六の六、一一五七の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎